山口県図書館協会会則

(名称)

第1条 この会は、山口県図書館協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、本県図書館事業の振興発展を図り、県民の生涯学習や文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 図書館事業の調査研究、促進及び奨励
 - (2) 図書館職員の研修及び機関紙等の発行
 - (3) 図書館振興に関する諸行事の開催
 - (4) 図書館事業功労者の表彰
 - (5) 図書館及び関係機関との連絡提携
 - (6) その他協会の目的達成に必要な事業

(会 員)

- 第4条 協会は、施設会員、団体会員、賛助会員で組織する。
 - (1) 施設会員 図書館及び図書室等の類縁施設
 - (2) 団体会員 個人又は民間の非営利団体により構成され、図書館振興のための 活動をしている民間の非営利団体
 - (3) 賛助会員 協会の事業に賛同する個人又は法人

(入会・脱会)

- 第5条 協会に入会又は脱会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、前項の申込が適当であると認めたときは、理事会に諮り、その承認を得るものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、施設会員又は賛助会員として入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出するものとする。
- 4 協会からの脱会を希望する者は、別に定める脱会届を会長に提出するのとする。

(会 費)

- 第6条 協会の会費は、年額を次のとおりとする。
 - (1) 施設会費

町立図書館

1.70目的			
,	人口5千人ラ	卡満	2,700円
	5千人以	以上1万人未満	4,500円
	1万人以	以上	6,300円
市立図書館			
人口5万人未満			7,200円
	5万人以	以上10万人未満	9,000円
	10万人以	以上15万人未満	10,800円
15万人以上20万人未満			12,600円
20万人以上25万人未満			14,400円
25万人以上30万人未満			16,200円
30万人以上			18,000円
県立図書館			70,000円
山口県大学図書館協議会			10,000円
山口県学校図書館協議会			10,000円
図書館及び図書室等の類縁施設			3,000円
(2)	団体会員	団体1口	2,500円
(3)	賛助会費	個人1口	2,000円
		法人1口	5,000円

(役員の種類)

第7条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 7名以内
- (4) 部会長 若干名
- (5) 委員長 若干名
- (6) 監事 2名

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、別に定めるところによる。

(役員の任務)

第10条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 部会長は、部会を代表し、部会活動を統括する。
- (5) 委員長は、委員会を代表し、委員会活動を統括する。
- (6) 監事は、会務を監査する。

(顧 問)

第11条 協会に、顧問を置くことができる。任期は、2年とする。

(事務局)

第12条 協会の事務局は、会長の所属する組織内に置く。

- 2 事務局は、会長の命を受けて庶務及び会計を掌る。
- 3 事務局に、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が指名する。

(会議)

第13条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総 会)

第14条 総会は施設会員及び団体会員をもって構成し、原則として年1回開催する。 ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1)会則の改正
 - (2)役員の承認
 - (3) 事業報告及び決算書の承認
 - (4) 事業計画及び予算の議決
 - (5) その他重要な事項
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 5 賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1)総会に付議する議案
 - (2)総会から委任された事項

- (3) 賛助会員から書面により提出された意見
- (4) その他の必要な事項
- 3 理事会の議長は会長が務める。
- 4 会長は必要があると認めるときは、有識者の出席を要請しその意見又は説明を求めることができる。
- 5 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席理事の過半数の同意をもって議決する。

(議決権の代理行使)

- 第16条 総会及び理事会において、出席できない者が、書面をもって自分の意志を表示するか、又は他の構成員に表決権を委任したときは、その会議に出席したものとみなす。
- 2 議決権の代理公使については、委任状その他の代理権を証明する書面を会議の日時の前日までに提出しなければならない。

(部 会)

- 第17条 協会に次の部会を置くことができる。
 - (1) 公共図書館部会
 - (2) 児童読書研究部会
 - (3) その他の必要な部会
- 2 部会は、それぞれの分野において、必要な調査研究及び必要な事業を行う。
- 3 部会に委員を置くことができる。
- 4 部会長は、活動状況を毎年1回、総会等に報告するものとする。

(委員会)

- 第18条 協会に、事業別又は専門別の委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員会は、必要な調査研究を行う。
- 4 委員長は、活動状況を毎年1回、総会等に報告しなければならない。

(会 計)

- 第19条 協会の経費は、会費のほか、その他の収入をもって充てる。
- 2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

- 第20条 協会は、その必要がある場合は、特別会計を設置することができる。
- 2 特別会計の設置及び廃止の際には、総会において承認を得なければならない。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行のさい、現に就任している役員は、この会則により選出されたもの と みなす。
- 3 会則第6条に規定する施設会員の会費の額は、山口県市長会、山口県町村会の承認 があるまでは、この規定に係わらず、改正前の額によるものとする。

附 則

この会則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は平成11年6月24日から施行する。
- 2 改正会則第6条に規定する施設会費の額は、山口県市長会、町村会の決定があるまでは、この規定に係わらず、改正前の額によるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成17年6月28日から施行する。
- 2 会則第6条に規定する施設会費の額は、山口県市長会、町村会の決定があるまでは、この規定に係わらず、改正前の額によるものとする。

附 則

この会則は平成20年6月27日から施行する。

附 則

この会則は平成23年9月9日から施行する。

附 則

この会則は平成24年8月1日から施行する。

附 則

この会則は平成26年8月29日から施行する。